解散公告（第一回）

当法人は、令和八年七月二日開催の社員総会の決議により、令和八年七月二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

埼玉県春日部市栄町一丁目三三四番地

医療法人松栄会

清算人　岩松久美子

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年七月十五日に当法人の社員全員が退社し、社員の欠乏（医療法第五十五条第一条第五項）が生じたことにより令和八年七月十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

神奈川県相模原市中央区相模原二丁目七番一六号

医療法人社団皓歯会

清算人　今井　尚子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月七日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大野一四二二番地

宗教法人楞嚴寺

清算人　西山　十海

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月七日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町田垣内七五五番地

宗教法人寶珠寺

清算人　西山　十海

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月七日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町熊瀬川六二一番地

宗教法人両谷寺

清算人　西山　十海

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年七月八日香川県知事の認可を受けて解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

香川県仲多度郡まんのう町炭所西六七〇番地

炭所西生産森林組合

清算人　曽我部　強

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

埼玉県所沢市和ケ原一丁目一六二番地の一

一大成ビルセブン二〇一号

医療法人社団筒源会

清算人　筒井　一朗

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

名古屋市緑区古鳴海二丁目一三八番地

医療法人惠会

清算人　伊藤　久惠

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

岡山県津山市坂上字八反田二二一番一

医療法人勝北クリニック

清算人　島居　忠良

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月十九日開催の臨時大会の決議により同年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都府中市片町三丁目二二番地

東芝デジタルソリューションズ労働組合

清算人　佐藤　裕樹

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

神奈川県大和市大和東三丁目四番二七号

医療法人あすなろ会

清算人　壁谷　悠介

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月十一日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和八年七月十三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

三重県名張市桔梗が丘五番町二街区四八番地

医療法人つくし

清算人　加藤　正彦

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月十五日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

三重県四日市市山田町二二八九番地の一

宗教法人眞勢寺

清算人　市原しげ子

債権申出先　兵庫県川西市小花二丁目七番四―一一〇六号

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月二十八日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和八年六月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

大阪府泉南市樽井六丁目三番一九号

医療法人若狭歯科医院

清算人　若狭　薫滋

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年七月一日開催の組合総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

兵庫県丹波市氷上町稲畑七六七番地

農事組合法人稲畑どろんこ会

清算人　梅垣　嘉位

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠亡により令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

奈良市鶴舞東町二番一三号

医療法人福原眼科

清算人　福原　直美